香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月25日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

香川県規則第53号

香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

香川県開発登録簿の閲覧等に関する規則（昭和45年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧時間等） 第３条　略 ２　前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知するものとする。	（閲覧時間等） 第３条　略 ２　前項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。